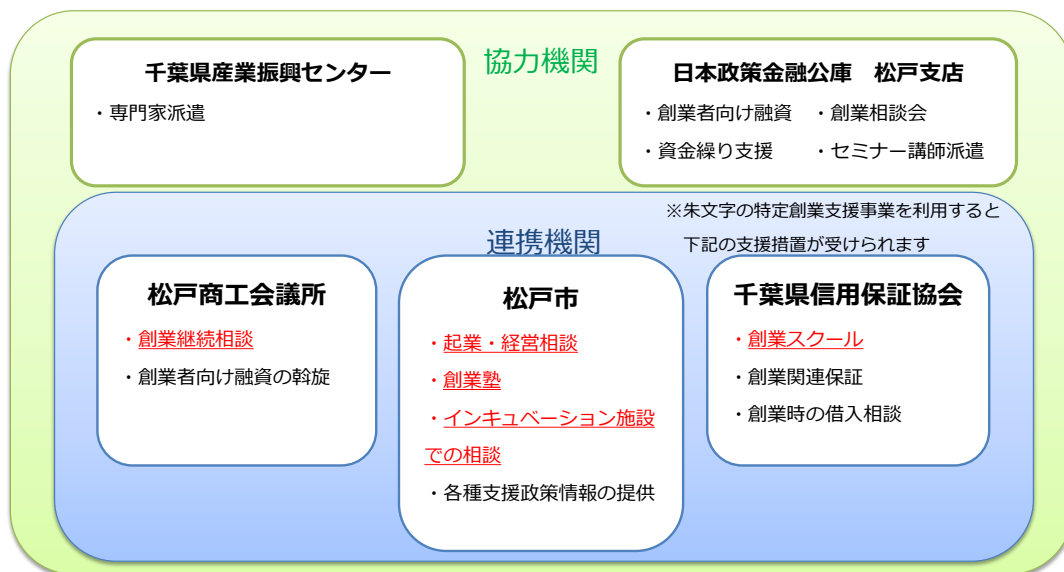


松戸市の創業支援

松戸市は松戸商工会議所、千葉県信用保証協会と連携するとともに、各協力機関とともに創業支援を実施しています。



松戸市の支援以外では連携機関である松戸商工会議所、千葉県信用保証協会が実施する「創業継続相談」「創業スクール」が対象となっております。

※所定の支援を受けた方は、市から証明書の交付を受けることで以下の支援措置を受けることができます。

所定の支援内容と特典

起業・経営相談	1ヵ月以上にわたり4回以上の相談を受けること。
創業塾	全8回中6回以上出席。回数が満たない場合は、個別に相談（フォローアップ）を受けることで対応可。
インキュベーション施設での相談	1ヵ月以上にわたり4回以上の相談を受けること。
創業継続相談	1ヵ月以上にわたり4回以上の相談を受け、松戸商工会議所から推薦書を取得すること。
創業スクール	全4回全て出席した後で、フォローアップを受けたもの。

1. 株式会社等を設立する際の登記にかかる登録免許税の軽減

資本金の0.7%から0.35%に軽減されます。 ※市内で創業する場合のみ利用できます。

※株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円に減額。

合同会社の最低税額6万円の場合は、3万円に軽減。合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減。

2. 創業者向け信用保証の拡充

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を利用した融資に事業開始前に申し込む場合、創業2か月前から申し込み可能なところを、特例により創業6か月前から前倒して申し込みできます。

3. 日本政策金融公庫が取り扱う「新創業融資制度」について、自己資金要件等の充足

これまで「新創業融資制度」の利用は、創業資金の10分の1以上の自己資金を有することが利用要件となっていましたが、特定創業支援事業の証明書をえた創業希望者や創業者は自己資金要件を満たしたもものとして、制度利用ができます。

4. 日本政策金融公庫が取り扱う「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ

日本政策金融公庫の新規開業資金について、貸付利率の引き下げの対象となります。利率は担保や保証人の有無により異なります。

5. 「ちば創業応援助成金」へ申請可能

千葉県で毎年募集している「ちば創業応援助成金」について、特定創業等支援等事業を受けた証明書があれば申請ができるようになりました。※今年度の募集は終了しております。